



# 情報館 ④ 軽自動車税(種別割)

市民税課 ☎382-9006 📠382-7604

✉shiminzei@city.suzuka.lg.jp

## 軽自動車税(種別割)の 税率(年税額)を お知らせします



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車などを所有している方に課税されます。

### 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の 軽自動車・二輪の小型自動車

車種		税率(年税額)
原動機付自転車	第一種 50cc以下または0.6kw以下	2,000円
	第二種(乙) 二輪のもので50cc超90cc以下 または0.6kw超0.8kw以下	2,000円
	第二種(甲) 二輪のもので90cc超125cc以下 または0.8kw超1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(特殊作業用)	5,900円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

### 三輪・四輪以上の軽自動車

車種		税率(年税額)			
		①平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	③最初の新規検査から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪(660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上(660cc以下)	乗用 家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

※平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(①)は、③に該当するまでは税率(年税額)を据え置きます。

※最初の新規検査から13年を経過した車両は、税率(年税額)を引き上げます(電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引自動車を除く)。

※最初の新規検査を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

### 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪および四輪の軽自動車(新車に限る)で、一定の排出ガス性能を満たす電気自動車などは、令和5年度分の軽自動車税(種別割)が軽減されます。

車種	条件	軽減率
電気・天然ガス軽自動車	平成30年排出ガス規制に適合、または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	おおむね75%

※営業用乗用車のうちガソリン車(ハイブリッド車を含む)は、2030年度基準90%達成車については、おおむね50%軽減、2030年度基準70%達成車については、おおむね25%軽減します。ただし、平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)に限ります。各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※令和5年度分の軽自動車税(種別割)のみ適用となります。軽減にあたり手続きは必要ありません。

令和5年度軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月8日(月)に発送予定です。